

2月中旬から申告相談が始まります

税の申告準備はお早めに!

来年2月中旬から申告相談が始まります。

期間中は、会場が大変混み合い、長時間お待ちいただく場合がありますので、申告の受付待ち時間短縮のため、次のことについてご協力をお願いします。

■待ち時間を減らすために

申告期間中、会場は多くの人で混み合い、待ち時間が長くなります。

医療費の計算や営業・農業等の収入と経費の計算がされていない場合は、自書コーナーにご案内することになります。

待ち時間の短縮のため、事前の資料整理にご協力をお願いします。

■営業・農業等の収支計算をする場合

あらかじめ、毎月の収入金額や領収書を整理して、項目別に確認ができるよう、分類・集計の準備をお願いします。

※平成26年1月から、営業・農業等の事業所得があるすべての人について記帳と帳簿等の保存が必要になりました。記帳にあたっては、売上等の収入金額や仕入れその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載し、請求書や領収書等の書類とともに5～7年間保存する必要があります。(記帳は、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記帳するなど、簡易な方法で記載してもよいこと

になっています。)

■医療費控除の申告をする場合

平成29年分の申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などを添付すると、明細書の記入を省略できます。平成31年分までの申告については、今までどおり、領収書の添付によることもできますので、領収書は「医療を受けた人ごと」、「病院・薬局ごと」に分け、それぞれの合計金額を計算しておいてください。

また、医療費の払い戻しや、生命保険などの補てんを受けた場合は、その金額がわかる資料を準備しておいてください。

■領収書等の注意事項

領収書や証明書は、必ず原本の準備をお願いします。

◎収入が公的年金のみの方

収入が公的年金のみの方は、年金支払者(日本年金機構等)から町に年金情報通知されてきますので、町・県民税の申告は必要ありません。

ただし、公的年金源泉徴収票に記載してある控除以外の控除等を追加する場合や、源泉徴収されている所得税の還付を受けたい場合は、申告が必要になります。

「申告相談所」の会場が変わります

次の会場について、平成31年の申告相談から会場が変わります。

その他の会場を含む全体の「申告相談所開設日程」につきましては、1月号の広報でお知らせいたします。

東和地区

対象地区	申告会場の変更	
	(旧) 会場	(新) 会場
小泊 (東・東中・西中・天神)	和田公民館	和田出張所
和田 (東泊・西泊・中泊・庄東・庄西・庄里)		
内入 (東・西)		

平成31年からの柳井税務署の「出張申告相談」について

毎年、山口県大島防災センターにおいて開催しておりましたが、柳井税務署の「出張申告相談」につきましては、平成31年からは行わないことになりました。

大変お手数ですが、下記のような申告を希望される方は柳井税務署で申告相談をしていただきますようお願いいたします。

- ・青色申告
- ・損失申告
- ・株式や土地などの譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得
- ・初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告

◆問い合わせ

税務課 ☎0820(74)1008